

(誘導施設一覧)

誘導施設の種類		内容
文化・スポーツ交流施設	劇場、映画館、観覧場、演芸場	劇場、映画館、観覧場又は演芸場
	多目的ホール	多目的ホール(興行場法第 1 条第 2 項に規定する興行場営業が行われる施設に限る。)
	博物館、美術館	博物館法第 2 条第 1 項に規定する博物館又は同法第 31 条に規定する博物館に相当する施設その他これらに類するもの
	図書館	図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館その他これに類するもの
	生涯学習施設	名古屋市生涯学習センター条例第 1 条に規定する生涯学習センターその他これに類するもの
	スポーツ拠点施設	スケート場、水泳場、スポーツの練習場その他これらに類する運動施設(その用途に供する部分の床面積の合計が 8,000 ㎡以上のものに限る。)
国際・産業交流施設	大学・短期大学	学校教育法第 1 条に規定する大学
	MICE施設 (ホール・会議室等)	ホール、会議室等(一室の床面積が 200 ㎡以上のホール、会議室等を有する施設に限る。)で、市民向けの展示会、国際会議、宴会等が実施できる施設
	バンケット(会議・宴会)に対応した一定規模のホール等を有するホテル	市民向けの展示会、国際会議、宴会等が実施できるホール等(一室の床面積が 200 ㎡以上のものに限る。)を有する宿泊施設(宿泊施設の整備に着目した容積率緩和方針第 3(4)に規定する宿泊施設に限る。)
子育て・高齢者交流施設	児童館	児童福祉法第 40 条に規定する児童厚生施設(児童遊園を除く。)
	福祉会館	老人福祉法第 20 条の 7 に規定する老人福祉センター
拠点的な医療施設	一般病床 200 床以上の病院	医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院(同法第 7 条第 2 項第 5 号に規定する一般病床が 200 床以上のものに限る。)
拠点的な行政サービス施設	区役所	区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌に関する条例第 2 条で定める区の事務所

※ 届出が必要となる誘導施設は、その用途に供する部分の床面積の合計が 500 ㎡以上のものに限ります

※ 誘導施設には、上記の他に市長が指定する施設があります。令和 5 年 3 月 31 日現在、市長が指定した誘導施設は下記の 1 件です。

誘導施設の種類	所在地	指定年月日
イノベーション施設	昭和区鶴舞一丁目 201,202,203 及び 204	令和 4 年 3 月 30 日